工事名:0000工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型①】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 橋梁塗装

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
		的なコストの縮減 する項目	·維持管理費·更新費				
	(注9		・その他、補償費等				
			初期性能の持続性の向上				
技術提	能の	目的物の性能・機 向上に関する項目	・強度、耐久性、安定性の向上				
操案に	(注9)	・供用性の向上 等		! (評価内容および配点	↓ 小計6~1	
係る			・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質		- は案件毎に決定)	点満点	
項目	社会する	的要請の対応に関 項目	汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な ど)				
	(注9		・特別な安全対策				
			・省資源対策又はリサイクル対策				
		別に採点し、出資 比率による加重平 均とする) 企業	過去5年間に元請(JVの構成員として請 過去5年間に元請(JVの構成員として請 見った工事を含む)として完成・引渡が完 了した、奈良県県土マネジメント部発注 変装工事」の工事成績評定の平均値 (過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均 -65)×0.1 Max2	查 5	
				b. 60点以上 65点未满	(工事成績評定点の平均 - 65)×0		
	企業の			c. 60点未满	-3		
支析是案書注	施工実績注(5)	会社別に採点し、 出資比率による加	過去4年間における国土交通省近畿地 方整備局発注の橋梁塗装工事に対する 表彰 (注2)	a. 〇国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・下記の局長春乾を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(支術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 b. 〇国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・下記の事務所長表彰を受けている	0.4点/1表彰 左記得 の合計 Max 1		
業の				・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 c. 上記a、bに該当しない	0		
施工	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)			 a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリー 	0.5	小計10点 点	
実	(注5	i)		ズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない	0.0		
績等			同種工事	a. 主任技術者・整理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、 又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2		
	(JVI する)	予定技術者の実績 は代表者のみ採点 以は専任補助者 場代理人)の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した同種工事についての主任技術者・ 監理技術者・現場代理人としての施工経	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法 法 人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した	1		
	(注6			同 た 現場で建入い同種工事の施工時に具格木取得有/といり割、行外水入等、公共水入、 又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績が あ z	1		
				d. 上記a、b、cに該当しない	0	1	
	地域成全	精通度(JVは全構 社別に採点し、出		a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に塗装工事業の建設業許可を 受けている本店」がある	2.5		
			本店の所在地	b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に 塗装工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
				c. 上記a、bに該当しない a. 本工事の公告日時点において、国主交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協	0	4	
	社会・地域貢献(JVは 全構成会社別に採点 し、出資比率による加重		災害協定の締結	は、本土争の公百日時点において、国工文通旨加載地力を開向、大は示及示と、及音協定 定 を締結していることが確認できる。	1		
	平均	とする)		b. 上記aに該当しない	0		
_		•	加算	点 合 計 (注8)	16~22点	落占	

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある。技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている。これの場合はな格とし入札参加を認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印ないでの)、提出形限までに提出されない、提出を求める様式について選加(本部本)を記載されている。配置予定技術者の任名が記載されていない、配置予定技術者の 氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全島分の様式12が提出されない、これらの場合 仕事核とする。ことは、システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全島分の様式12が提出されない。これらの場合 は失格とする。ただし、いとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く、)が電 子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度 に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事してい

「同様工事」が突破支付に、上級に30%と、共下的を主法、数単する人ののという。 ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任 補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の第46次される者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、 専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を表現するものとする。

- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代き置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術

工事名:000工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【企業·技術者評価型①】

発注部局】 県土マネジメント部 工種(区分)】 橋梁途装

分	分類		平価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
		企業		の「設計金額が2百5十万円以上の橋梁	a. 65点以上	(工事成績評5 -65)×	定点の平均値 0.1 Max2.5	
					b. 60点以上 65点未満	(工事成績評)	定点の平均値 ー65)×0.4	
					c. 60点未満	-	3	
		の施工実績注5		過去4年間における国土交通省近畿地 方整備局発注の橋梁塗装工事に対する 表彰 (注2)	a. 〇国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(現場環境向上)表彰	0.4点/1表彰	左記得点 の合計点 Max 1	-
技	企業の	*			b. 〇国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰	0.2点/1表彰		
術	の				c. 上記a、bに該当しない	(0	-
提	施	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社 別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)		000シリーズ認証取得(JVは全構成会社	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シ リーズかつISO14000シリーズ認証を取得している		1	小計 10点
案書	実			よる加重平均とする)	b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シ リーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5		満点
(:+				同種工事	c. 上記a、bに該当しない	0		4 /
(注 1)	績等	配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点 する)又は専任補助者 (現場代理人)の実績 (注6)(注11)		□俚工事 ○○○○	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、 又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	:	2	
	-		負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての主任技術者・	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊 法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了し た同種工事の実績がある	Ĺ ₁			
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、 又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績が ある				
					d. 上記a、b、cに該当しない	(0	
			地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に塗装工事業の建設業許可を 受けている本店」がある	2.5		
		資比とする			b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に 塗装工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
		(注5)			c. 上記a、bに該当しない	(0	
		社会・地域貢献(JVは 全構成会社別に採点 し、出資比率による加重		(() 宝力 中の 体社	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協 定を締結していることが確認できる	1		
			とする)	火市協たの神苑	b. 上記aに該当しない	0		
				加算	点 合 計 (注8)	1	0点満点	

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合 この工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電 いた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技 は失格とする。た
- 術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
 (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。
 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までとする。
 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度
 に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。
 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3) [工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事してい

|同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数重等」を定めるものとする。なお、王仕技術者・塩埋技術者・現場代理人としての実績は、上期の元」ロまで使争していた場合に限るものとする。
たた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者、現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績のある専任補助者、現場代理人)と配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者、現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術
***モンディをおいれるし、重に指導を、1944年期、1878年第2世代を大き数するよのトナス 者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県 で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任